

帝京科学大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

帝京科学大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、帝京科学大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、3キャンパスに3学部11学科と1研究科5専攻を設けている。大学の使命・目的は、建学の精神のもと三つの大学の基本理念として「帝京科学大学学則」などに明確に定めている。また、学則第1条において「本学は教育基本法に基づき…」とうたっており学校教育法第83条などの法令に適合している。

使命・目的は、社会情勢、大学の目指す方向性のもと見直しをしているとともに、学部・学科の名称も目的を理解しやすい呼称としている。

「基準2. 学修と教授」について

収容定員を満たしていない学科がいくつかあるが、大学としてその課題に取り組み、平成25(2013)年度入学生については、是正されてきている。教育課程は、教育目的を踏まえた編成方針が明示され、「FD委員会」を中心に大学として組織的に、教育課題の体系的編成に取り組んでいることは評価できる。

学生の受入れ及び教員と職員の協働による学修支援など、学生生活の安定のための支援は、充実した仕組みにより行っている。教育環境も適切に整備・管理している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の経営は、学校法人の寄附行為に基づいて行っている。使命・目的の実現のために中期計画に沿って継続的に努力している。経営の規律や誠実性については、寄附行為、学則など諸規定も関連法令などを遵守している。

理事長は学長を兼ねており、大学運営を円滑にするために、教育・学生担当の学長補佐、管理運営担当の学長補佐を置き、組織や職務・権限に関する諸規定に沿って大学運営に当たっている。

財務は、中長期計画のもと、安定した財政基盤を有している。

「基準4. 自己点検・評価」について

「帝京科学大学自己点検・評価実施規程」を制定するとともに学長をトップとする「学長室企画運営会議」及び自己点検・評価委員会のもと必要に応じた専門委員会を設けるなど、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

また、種々の調査やアンケートの分析・評価に基づき、全学でPDCAサイクルの確立と機能化に取り組んでいる。平成18(2006)年度に日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受けた結果などを生かし、自己点検・評価を通じて、大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づいた教育・研究に取り組んでいる。経営・管理と財務については、諸規定に基づき権限と責任が定められ、大学運営が適切になされている。自己点検・評価については、自ら設定した計画に沿って全学的に改善に努めている。今後、使命・目的を一層強く意識した運営が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.大学の個性と特色」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神を「人類の将来を正しく見据え、生命の尊厳を深く学び、自然と人間の共生に貢献できる人材を育成し、持続可能な社会の発展に寄与する」と定め、それを具現化するため、使命として大学の基本理念を「1.自然に対する深い洞察力と学術に対する豊かな識見を養い、高度な専門的知識と実践的な問題解決能力を備えた人材を育成する」「2.人類の幸福のために、学術を適切に運用する倫理的判断力を涵養し、知情意の均整のとれた健全な人格を養成する」「3.深く専門の学術を研究し、その成果を地域社会に還元するとともに広く世界に発信し、人類の発展に寄与する」の 3 条に明確に定めている。

建学の精神及び大学の基本理念は、それぞれ簡潔にまとめその趣旨が理解できるように配慮している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準 1-2 を満たしている。

【理由】

学部・学科の目的は、「帝京科学大学規程」などに具体的に記載されるとともに、学部・学科の名称も目的を理解しやすい呼称としている。

また、「帝京科学大学学則」第1章第1条には、学校教育法第83条に照らして大学としての目的を掲げている。

平成2(1990)年4月に大学を創設したが、開学当初からの教育内容などの変化を勘案して、平成16(2004)年に建学の精神を改訂し、平成17(2005)年に大学の使命を大学の基本理念として改めている。更に、平成21(2009)年度には、新たな学部などの設置及び新しいキャンパスの開設など、大学を拡充してきたのを転機に、大学の目指す方向性を再整理し、建学の精神や大学の基本理念を見直し改正している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準1-3を満たしている。

【理由】

建学の精神や大学の基本理念を「部局長会」の審議、教授会の審議を経て平成22(2010)年3月に理事会・評議員会の承認の上、改訂している。

学内外への周知は、「帝京科学大学規程」をはじめ、学生便覧、大学案内、入学試験要項、ホームページなどにも掲載し周知している。また、校内に掲示するなど周知に努めている。

使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映している。今後、使命・目的及び教育目的達成のため、学位授与方針を基礎に、更なる教育課程編成・実施方針、入学生受入れ方針などに一貫性を持たせることを期待する。

教育研究組織は、使命・目的及び教育目的と整合するよう構成し運営している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神と大学の基本理念に基づく入学生受入れ方針が学科ごとに明示されており、募集要項、ホームページなどで公開されているとともに、その内容に沿った入学者選抜方法が適切に運用されている。大学院においても学部同様に専攻ごとに入学生受入れ方針が明示されている。

入学定員充足率において、過去 5 年間に定員未充足の学科があり、充足率に関しては継続的な対応が求められるが、平成 25(2013)年度は大学全体での組織的な取組みによって定員は概ね充足している。

【改善を要する点】

○柔道整復学科の収容定員未充足については、早急な改善が必要である。

【参考意見】

○生命科学科の収容定員超過については、適切な対応が望まれる。

○作業療法学科、東京柔道整復学科、こども学科の 3 学科については、それぞれ収容定員充足へ向けた対応が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程編成方針が明示され、「FD 委員会」が中心となり、「カリキュラム適正化委員会」の新設を行うなど、教育課程の体系的編成に取り組んでいる。

教員に対する「教育懇談会」や授業参観の実施、学生に対する授業評価アンケートの実施のほか、「学習ガイドブック『帝京科学大学でまなぶ』」や「帝京科学大学生のための情報探索の基礎知識」の作成と活用など、学生の修学態度を引出すさまざまな工夫を通して教育の質向上に取り組んでいる。

【優れた点】

○教育課程編成方針、教育課程の体系的編成、教授方法の工夫・開発に関する「FD 委員会」の積極的な取組みは評価できる。

【参考意見】

○年間履修登録単位数の上限が高く設定されているので、単位制度の実質を保つために、上限の見直しが望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修支援及び授業支援について、「教務・学生委員会」「FD 委員会」などの主要委員会において教員と職員の協働による意見交換を実施し、改善に向けた活動に取り組んでいる。学生に対しては、助言教員制度やオフィスアワー制度の活用及び TA 制度の導入などにより、学修及び授業の支援を行っている。オフィスアワー制度については、全専任教員に対して義務化するほか、学生が各教員のオフィスアワーの時間帯を常時確認できるよう、教育支援システム(UNIPA)も活用している。他方、中途退学者、休学者及び留年者への対応については、学科ごとに自己点検・評価を前期と後期に実施し改善を図っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件を学則に定め、その内容を学生便覧に示し、成績評価の方法と基準はシラバスにおいても明示し、その運用を行っている。また、学生個人の総合的な成績状況を数値化し、学生の修学指導や教育改善、学生の選抜が必要なときの基礎資料として活用している。この数値化については、従前から大学独自の算出方法で実施されてきたものであるが、より一般的に用いられている GPA(Grade Point Average)への移行が検討されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立に対する相談・助言のために、「就職戦略委員会」「キャリア支援センター」と各学科が協働で支援を行う体制をとっている。年次ごとに支援を行うキャリア支援プログラムに加えて、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」の3科目を平成25(2013)年度から新たに設定している。

「キャリア支援センター」には専門的な相談・対応が可能なキャリアカウンセラーを配置して支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価の方法として、全開講科目のシラバスに「科目特有の知識・技術についての到達目標」「汎用能力としての学士力についての到達目標」を記載し、その達成状況は単位修得状況及び「学生実態調査」で点検・評価を実施している。

教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けた評価結果のフィードバックは、授業評価アンケートの概要を学生に配付するとともに、ホームページでも公開している。また、「学生実態調査」において、身に付いた能力や知識についての質問項目をアンケートに含め、達成状況の把握や「教養モデル」を開発するなど改善、評価のフィードバックに努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「いのちをまなぶキャンパスの、7つの相談窓口」と称して、教務、学生生活、健康、ハラスメント、就職など学生生活に関わる多様な事柄についての相談や意見に対して、具体的な支援を提供することのできる組織を設け、きめ細かい対応ができるよう工夫をしている。また、経済面の支援としては、公的な奨学金制度のほかに大学独自の奨学金制度や特待生制度を設けている。

学生の課外活動を「正課教育だけでは果たすことのできない人間形成の場」と位置付け、顧問教員を配置し、認可団体としての登録、申請、会計報告の相談にも応じる体制がある。

大学祭も学生と顧問教員、大学教職員が共に協力して開催している。

学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握するための重要な仕組みとしては、平成24(2012)年度には「学生実態調査」も実施している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員、教授の確保と配置は適切である。また、専任教員担当の科目数も適切であり、年齢構成もバランスがとれている。

教員の採用に関しては規定を整備し、選考の手順も定められ適正に行われている。教員の研究業績、教育業績、社会貢献などは教育研究業績書により管理し、活動状況の把握及び各自の課題抽出や改善にも利用されている。大学院担当教員資格審査も適正に行われている。

授業評価アンケートの実施、教員相互の授業参観、退学者及び成績不振者への対策、教育懇談会の開催などのFDの取組みが積極的に行われている。

教養科目実施のための組織として「総合教育センター」があり、教養科目のほかに免許・資格取得のための授業、共通科目などを扱っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎ともに設置基準を満たし、図書館、情報通信設備などは適切に整備されている。建物は全て耐震基準を満たしている。教育目的の達成のための施設整備は適切に整備されている。

授業を行う学生数については、一部大人数で行う講義科目もあるが、全体としては概ね適正な数を管理している。

防災規定などが作られ、火災や地震に対する安全確保体制が敷かれ、避難訓練も定期的に行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営と規律に関しては、「学校法人帝京科学大学寄附行為」などをもとに諸規定を制定し、適切な運営を行っている。使命・目的の実現のため、平成 19(2007)年に第 1 期中期計画、平成 24(2012)年に第 2 期中期計画を策定し、継続的な努力がなされている。寄附行為、学則などの諸規定は、学校教育法、私立学校法、設置基準を遵守し適切に運用されている。

環境保全については、独自の「環境マネジメントシステム」を構築し、取り組んでいる。人権に関しては、「帝京科学大学ハラスメントの防止に関する規則」が整備され、ハラスメント防止に取り組み、危機管理についても「帝京科学大学防災規程」を定め、災害対策活動隊を組織、毎年の訓練により安全への配慮が行われている。

学校教育法施行規則に定められている教育情報、財務情報の公表は、ホームページなどに公表されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

学校法人の使命・目的を達成するため理事会は、「学校法人帝京科学大学寄附行為」に基づき最高意思決定機関として位置付けられ、定期的な開催のほか臨時にも開催されている。

理事会では、法人の事業計画、予算、決算、重要な規定の制定・改正などの重要事項を審議し、決定している。また、理事の選任についても寄附行為に則り選出され、適切な運

営が行われている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織については、学則及び教授会規程などにに基づき教授会、研究科委員会が置かれ、権限と責任が明確に定められ、適切に運用している。また、教授会までの意思決定に至るまでの各種委員会についても規定が整備され、円滑に運営、適切に機能している。

学長の適切なリーダーシップの発揮としては、運営上の諸問題に総合的、機動的、戦略的に対応するため、学長のもとに、学長補佐、教務部長、学生部長のほか事務部門の役職者による「学長室企画運営会議」が週 1 回開催されている。更に、管理運営に関する重要事項を審議し、円滑に遂行するための支援体制として、学長補佐、学部長、事務局長などで構成する「部局長会」が設置され月 2 回の頻度で開催するなど、業務執行のサポート体制を整備している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学とのコミュニケーションについては、理事長が学長を兼ね、教育・学生担当の学長補佐には理事が、管理担当の学長補佐には評議員が兼務することにより、管理運営に関する重要事項、大学の円滑な運営を行う意思決定に当たり法人及び大学がコミュニケーションを図ることのできる体制を整えている。

監事は、理事会、評議員会に常に出席し、法人の業務執行及び財産状況についても適切な監査を行っている。

学長及び教育・学生の学長補佐は、「部局長会」、教授会及び主要な各種委員会の議長や委員を務めリーダーシップを発揮する反面、ボトムアップのための仕組みも整えられている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織については、「帝京科学大学事務組織規程」及びキャンパスごとに定められた就業規則に基づき使命・目的の達成のための組織が整えられている。また、平成 22(2010)年からは、東京都足立区の千住キャンパスを主たる事務所とし、ほかに山梨県の上野原及び山梨市の 3 キャンパス体制となったが、業務執行管理、指導を適切に行っている。

職員の資質・能力向上では、人事評価として上司による勤務評定制度が運用されている。また、SD(Staff Development)については、日本私立大学協会などの関係機関の研修会へ積極的に派遣し、職能スキルアップに取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期事業計画に基づき、千住キャンパス開設などの施策を実施し、安定的な学生確保が可能となった。よって、学生生徒等納付金収入は堅調に増加しており、帰属収支差額の改善が図られている。自己資金構成比率は高く、安定した財務基盤を確立している。

収支バランスは学生生徒等納付金収入の増加、外部資金の導入などの努力により確保できている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人帝京科学大学経理規程」に基づき、実施している。種々の研修に参加し会計知識及び事務能力の向上を図るとともに、疑義が生じた場合は、日本私立学校振興・共済事業団及び公認会計士などに相談するなど適正な会計処理に努めている。

監査法人による監査は監査計画概要書に基づき実施されており、理事へのヒアリング、監事との意見交換も行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は「帝京科学大学自己点検・評価実施規程」を制定するとともに、「学長室企画運営会議」及び自己点検・評価委員会が中心となり取組んでいる。また、必要に応じて専門委員会、部会を設置するなど、日常的に自己点検・評価が行われている。

学長が「学長室企画運営会議」、理事会、評議員会と連携し機動性を発揮するとともに、自己点検・評価委員会が中長期的見地から自己点検・評価の計画を策定し、各委員会、部局が具体的な企画・検討・実施を行うなど体制は整備されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

学生を対象とした「学生実態調査」と授業評価アンケート、教員を対象とした授業参観の実施や「教育研究業績書（自己評価シート）」の作成などを通して、現状把握のための調

査・データの収集と分析を行っている。「学生実態調査」は広範な調査で、より詳細な実態把握が可能となっている。授業評価アンケート結果の教員への配付及び集計結果の全学生への公表、授業参観報告書の学内公開、教育研究業績書の全学的なデータベース構築など、データの収集、分析及び結果の学内共有に努めている。

【参考意見】

○自己点検・評価に関する報告書は、大学が定めた具体的方針に則った作成を行うとともに、より積極的な社会への公表が望まれる。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学における自己点検・評価を①継続的活動②発展的活動③対面的活動—の三つの活動に分類し、各委員会、部門において指摘事項や改善点について検討がなされている。それぞれの結果については、学内イントラネットへの掲載、文書での配付などを通じて学内共有化を図り、大学運営の改善・向上に努めている。

また、「総合教育センター」では、教育部門を9分野に分類し、分野別に授業改善などを目的に繰り返しきめ細かい自己点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルを構築し、大学運営の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 大学の個性と特色

A-1 大学の個性の形成と発展【いのちをまなぶキャンパス】

A-1-① いのちをまなぶキャンパスについての全学的な取組

A-2 地域と大学との関係性を強化

A-2-① 第1期 教員主体の地域貢献体制

A-2-② 第2期 主戦力学生・教員バックアップの地域貢献体制

A-2-③ 第3期 地域連携教育推進センターの設置（第2期体制の組織化）

A-2-④ 第4期 地域連携推進センターの設置（学生・教員・事務職員三位一体の地域貢献体制）

A-2-⑤ 第5期 地域貢献体制の拡充

【概評】

建学の精神に沿ったフレーズ「いのちをまなぶキャンパス」は、各学部・学科の教育目的にまとめられ、わかりやすい内容になっている。「いのちをまなぶ」は高大接続教育、初年次教育、教養教育、専門課程へのステップとして展開されている。

「地域と大学との関係性の強化」が発展していくこれまでの 23 年間の活動の歴史を見ると、教員主体の活動から始まり、主戦力の学生が育ち、教員が彼らを支えていく体制に成長し、平成 17(2005)年には、学生主体の地域貢献活動をバックアップする目的で「地域連携教育推進センター」が設立され、教員による組織的地域貢献体制が確立した。平成 20(2008)年に教育系学部であるこども学部が開設され「地域貢献の活力を、子ども向けに特化した形で統合」していったことが、更なる地域貢献内容と体制の発展につながっている。更に、平成 22(2010)年に「地域連携推進センター」が「地域連携教育推進センター」の活動を継承・統合する形で発足した。これにより、これまでの教員の力のみに頼る活動体制から脱却し、大学を挙げての組織的な地域貢献体制が確立する。その後活動は「教育推進」「研究推進」「社会貢献」の 3 分野に整理され、それぞれにプロジェクトチームをつくり 17 人の教員が配置されている。このような体制で、さまざまな教育推進活動、研究推進活動、社会貢献活動が、学生、教員、職員の協力のもとに実践されている。上野原キャンパスで始まった活動が千住キャンパスでも展開され、各学科の課程教育や学生、教員、職員の自主的な活動、教員の研究・教育活動が一つになり、優れた組織的な地域貢献活動になっている。

